

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和7年4月24日(木)			
会議時間	開会	午後2時00分	閉会	午後3時32分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 永澤 由利		副委員長 千葉 信吉	
	委員 岩 渕 優		委員 那 須 勇	
	委員 佐 藤 真由美		委員 菅 原 行 奈	
	委員 門 馬 功		委員 千 葉 大 作	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	栃澤議事係長			
紹介議員	なし			
出席説明員	なし			
参考人	岩手県社会保障推進協議会 高橋貴志子 いわての介護を良くする会 中居武史			
本日の会議に 付した事件	請願審査 請願第1号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬 引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願			
議事の経過	別紙のとおり			

# 教育民生常任委員会記録

令和7年4月24日

(午後2時00分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

請願第1号、訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願を議題とします。

お諮りいたします。

請願第1号の審査のため、岩手県社会保障推進協議会、事務局次長の高橋貴志子さん及びいわての介護を良くする会、中居武史さんを参考人として、当委員会にお呼びしたいと思います。

さよう決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

請願審査のため、議長を通じて、お二人の参考人の出席を求めることとし、この後、直ちに参考人から御意見を伺います。

準備のため、暫時休憩します。

(休憩 14:01～14:03)

委員長 : それでは再開します。

3月28日の委員会に引き続き、請願第1号の審査を行います。

3月28日の委員会で、紹介議員の齋藤禎弘議員から請願の趣旨説明を受けております。

本日は請願者を参考人としてお呼びいたしました。

これより、参考人から意見を伺います。

参考人から簡単に自己紹介をお願いします。

初めに高橋参考人からお願いいたします。

高橋参考人 : 今日はありがとうございます。

私は、岩手県社会保障推進協議会事務局の高橋と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 : 中居参考人。

中居参考人 : 私は盛岡市にあります盛岡市医療生活協同組合、在宅総合センターひだまりの介護事業部、事務次長の中居と申します、よろしく申し上げます。

委員長 : それでは請願についての説明をお願いします。  
高橋参考人。

高橋参考人 : それでは、説明をさせていただきます。

今日、お手元の資料、請願の中に書いてある内容について、少しまとめたものを皆様にお配りいたしました。

これを全部話しますと、ものすごい時間がかかりますので、必要なところだけ説明をさせていただきますと思います。

御存じのように昨日の岩手日報の論説をお読みにになった委員も多いかと思えますけれども、タイトルは、難民を生み出すまい、苦境の介護とありました。

今、テレビでも、あるいは様々な新聞等でも、介護現場、特に訪問介護事業所の苦境を報じる内容が目立つようになってきました。

どのメディアも苦境の原因として挙げているのは、昨年4月に行われた介護報酬の改定、特に訪問介護事業所の基本報酬が2%から3%も引き下げられたことが大きな要因だと書いています。

資料1ページを御覧になってください。

介護報酬の昨年の全体の改定率プラス1.59%です。

プラスだからいいのではないかというレベルではなくて、不十分な引上げ幅にとどまっているというのが実情です。

その内訳としましては、介護職員の処遇改善分プラス0.98%、その他の改定率プラス0.61%で、介護職というのは全産業平均よりも、月額で言いますと約7万円の低い給与です。

その下でこの改定率はとても足りるものではないということが言えます。

さらに今苦境になっているもう一つの原因に物価高騰があります。

この物価高の中でいろいろな資材も値上がりし、ガソリンも上がっています。

そういった点では、それに追いつかない改定であるということが言えると思います。

そういったことで全国ホームヘルパー協議会会長、日本ホームヘルパー協会会長の連名で昨年の2月1日付で、厚生労働大臣に改定の中身についての抗議文も出されているところです。

介護報酬を引き下げた具体的な内容ということで、特に訪問介護の基本報酬の平均2%から3%を引き下げたという表が1ページの下にまとめてあります。

御存じのように訪問介護には2つのサービスがあります。

生活援助と身体介護ということでヘルパーたちが、時間ごとに御自宅に行って援助をしております。

身体介護、生活援助とも時間単位でもって、額が決められているというものです。

改定前は、例えば身体介護の20分未満は167単位だったのが、昨年の改定では163単位ということで、マイナス4単位です。

全ての時間単位がマイナスになっています。

1単位は10円と換算します。

ですので、単位掛ける10円で計算をするとおおむねその時間ごとの金額が分かると思います。

2ページを開いてください。

ではなぜこの訪問介護事業所の報酬を引き下げたのかということですが、大きく考えられる理由としましては、いろいろな事業所、介護の分野ではありますけれども、施設であるとか在宅、地域密着ということで、一覧になっていますけれども、2021年度と2022年度の比較で、訪問介護は、5.8%から7.8%に上がっています。

プラス2.0%、他の事業に比べるとプラスになっているということで、この7.8%という数字がどうやら目に留まったようで、引下げの理由になったのではないかというように言われています。

ところが、訪問介護事業所の4割は、実は改定する前も、既に赤字であったということが2ページの4のところにグラフとしてまとめてあります。

このグラフは、赤い棒がマイナス赤字事業所で左側の数字は、事業所の数、50、100、150の事業所数を表しています。

全体の約4割が赤字であった、青い棒グラフが黒字のところということで平均値が7.8%ということになっています。

この黒字のところはどういうところかといいますと、高齢者住宅に併設されたところ、住宅内、ドアからドアに訪問できる場所、そういったところは効率よく回れますので、どうやら黒字になっているらしいと。

そしてまた、大都市のようにいろいろな交通網が発達しているところ、あるいは自転車でも行けるようなところ、そういうところにあるところもやはり黒字になっているようです。

ところが、岩手県の場合は車で何十分もかけて、1軒に行きさらにそこから何十分もかけて、また1軒に行くという非常に効率が悪いといいますか、それでも、それを求めている高齢者にとっては、ヘルパーが来ることを心待ちにしている、そういうサービスがあれば、何とか在宅で1人でも暮らしていける、そういう人たちが、地方には多いというように言われています。

こうした評価といいますか、今回の引下げによってあまりにも実態とかけ離れているということで、全国の介護関係者とか、あるいは例えば認知症の家族の会とか、そういった人たちがこれはあまりにもひどいということで声を上げました。

3ページを御覧になってください。

そういった声に押されまして、厚生労働省は昨年9月に、報酬の引下げによって、訪問介護事業所がどうなっているのか、収入がどう変化しているのか、そういった調査を行いました。

3,300か所から抽出して回収率が37.2%ということで、その結果、約6割の事業所で減収であったということが分かりました。

厚生労働省の調査でも減収であったということが分かりました。

報酬の改定をしたときに、当時の武見厚生労働大臣が、介護職員の処遇を改善する加算を含めればプラスの改定になると言いましたけれども、この調査結果から分かるのは、加算を含めても収入が減った事業所が6割近くに及んでいるということは、介護報酬の引下げが介護崩壊の新たな引き金になっているのではないかとすることを示すものだと思います。

3ページの6、2024年介護事業者倒産件数、休廃業・解散件数、これは東京商工リサーチで調べました結果、過去最高の784件ということで、そのうち訪問介護は67%の529件でした。

倒産はと言いますと訪問介護の倒産は81件となっています。

ですから、こうした報酬の引下げによって、倒産あるいは休廃業が増えているということが言えると思います。

3ページの下の方には、ケアマネタイムスという、ケアマネージャーたちなど、いろいろな介護職のホームページがあるのですが、そこで言われていることなどを抜粋しましたので後で御覧ください。

それから、1月28日付の朝日新聞には、ヘルパー4人、生活不安で一斉退職という記事が載ってまして、青森県東北町の社会福祉協議会で、昨年からは休止状態となっていると。

なぜかというやはり報酬が引き下げられて、ヘルパーたちの給料ももともと低い上に、大変な状況で人手が足りない中で、仕事をせざるを得ないということで、一斉に辞めてしまったという状況があって、こういったことが全国いろいろなところで起きているようです。

それから、4月10日のNHKのテレビを御覧になった方もいらっしゃるかもしれませんが、訪問介護事業所がゼロの自治体というのが全国で109町村、まだ市段階ではゼロですけれども、町村レベルではゼロのところがあるというように報じていました。

では、岩手県の状況はどうかということをお8ページの表に載せていますので、そちらのほうを見ていただければと思います。

これは私どもでまとめたものです。

時期的にちょっとずつずれがあるのですが、一応今の状況をまとめてみました。

訪問介護事業所が、右端のほうで岩手県には現在343事業所があります。

括弧は社会福祉協議会が運営している事業所で、30か所ということで、圏域ごとに数字を入れておきました。

岩手県は、1か所という自治体が7町村です。

それから、2つの事業所しかないというのが3町です。

例えば西和賀町、岩泉町は今年の夏ぐらいまでは2か所ありましたが、これがその後それぞれ1か所になっています。

昨年7月末以降から、今年の1月末までに、この10か月間で8つの事業所が県全体で新規に開設されています。

ただし、12事業所が休廃止となっています。

ですので、マイナス4事業所という状況になっています。

一関市は35か所で、何月前までは34か所だったのですけれども、1つ増えて今は35か所ということです。

括弧の中に5と書いてありますが、一関市社会福祉協議会で訪問介護を行っているところが5か所ありますということです。

ただ、この数字、一関市はやはり市レベルでは、盛岡市を除いた他の自治体と比べ、結構事業数はあると思いますけれども、これを旧市町村別に見ますと、例えば旧東山町は2か所、旧大東町は3か所、旧千厩町は3か所、旧室根村は2か所、旧藤沢町は2か所、旧花泉町は2か所、旧川崎村はゼロです。

旧一関市は21か所あって、旧町村で合わせると14か所ということです。

旧川崎村と旧千厩町を除いて、それぞれのところに1か所ずつ社会福祉協議会が運営している事業所があるということです。

これが、私のほうで知り得る範囲のものでしか紹介できませんけれども、今の一関市の状況です。

この3月に岩手県議会で、介護事業所に対する支援を求める質問を一関選挙区選出の高田一郎議員が行いました。

その中で、高田県議会議員は一関市社会福祉協議会に聞き取りを行ったようです。

社会福祉協議会はそのとき、3年間赤字となっている、昨年は単年度で1億円の赤字となっている実態を述べたということです。

生活援助が増加していて赤字でも休止できない、市民のためには赤字であってもやらなければいけないというような切実な声も紹介されました。

あわせて高田県議会議員は、鳥取県では、生活援助が多い地域に対して、市町村と共同で支援しているので、岩手県としても具体的な対策を講じるように岩手県のほうに求めていました。

ということで、一関市の状況ということを紹介させていただきました。

4ページに戻っていただきまして、岩手県内の状況ということで、7番目のところに、4月4日付の岩手日報の記事の抜粋を載せてありますので、これも後でお読みになっていただければと思うのですが、岩泉町と西和賀町が2か所あったのが1か所となった経過について取材がされていました。

岩泉町の場合は、社会福祉協議会が今1か所の運営をしているのですけれども、身体介護よりも、報酬単価の低い生活援助の利用者が9割を占めていると。

片道40キロメートルの家に1時間の生活援助に行くと移動時間も含む人件費と介護報酬の差し引きだけで2,700円も赤字になると。

ここに燃料費ものしかかってくる、助成もあるけれども、穴埋めできるものではないと答えていました。

西和賀町は閉鎖した社会福祉法人のほうに聞いています。

昨年の10月末で事業所を休止して、累積赤字は1,200万円、他の事業からの繰入れもしていたけれども、限界だと、使命感で続けてきたけれども、ニーズの変化、人材不足のために苦渋の決断をしたと、ここは特別養護老人ホームを運営しているところなので。

ですので、やればやるほど赤字になっていくので、やはりホームも守らなければいけ

ないので、苦渋の決断をしたというように書いてありました。

もう県ヘルパー協議会の会長は、保険料あって介護なしはもう迫っていると、もっと私たちの仕事に目を向けてもらいたいと。

保険料を払っても、サービスが受けられない状況が既に始まっているということもおっしゃっています。

5ページを御覧になってください。

こちらは、訪問介護事業所への緊急アンケートということで、昨年5月に10日程度で、私ども岩手県社会保障推進協議会といわての介護を良くする会と、岩手県民医連の3者でもって緊急のアンケートを行いました。

これはファクスで送ってファクスで回答してもらう、あるいはQRコードを読み込んでもらって回答してもらっています。

ですので、一関市からどれぐらい来たのかというところまではちょっと分からない状況ですけれども、70施設、回答率21.1%でありました。

報酬の引下げについては御覧になって分かるように納得できないが、94.3%、それから引下げで考えられる影響では、「事業所の経営が苦しくなる」「ホームヘルパーの意欲・モチベーションが下がる」「ホームヘルパーの賃金改善が難しくなる」そういったようなことが書かれています。

訪問介護事業所で困っていることはありますかという問いに、100%近くの98.6%が「困っている」と回答しています。

6ページ、④困りごとは何ですかという問いに、「人手不足」「募集しても人が来ない」という回答が多く、ヘルパーが高齢化して、老々介護みたいになっています。

それから、忙し過ぎる、そういったことも回答されています。

そして自由意見のところには、一部抜粋してありますけれども、離職とか、事業所閉鎖に追い込んでいるとか、最低賃金の保障、毎月赤字経営になっていますとか、こんなに経費がかさむのに基本報酬の引下げは考えられない、介護難民が増えていくと思うとか、社会貢献と思い、経営者は無給で4年頑張って、ようやく経営ができるまでになったのに、こういった仕打ちは何だということを皆さん本当に、切実に、自由意見欄には書いてありました。

6ページの9のところ、衆議院の厚生労働委員会、昨年6月5日にありました。

そこで与野党全会一致で決議が採択されています。

このときに、障害者福祉サービスの報酬改定もあったのですけれども、それについて訪問介護をはじめとする事業者等の意見も聞きながら、速やかにかつ十分に検証を行い、賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加えて必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるべきであるということが、全会一致で採択もされています。

また全国の知事会でも、臨時改定などの措置を行うように、昨年8月、2025年度の予算要望の際に上げておりました。

全国では私どもこういった請願とか意見書の採択ということで、各自治体をお願いしているところですが、全国では13の道府県、それから市町村は289の意見書が3月末までに採択をされています。

県議会で言いますと岩手県議会が昨年いち早く全国に先駆けて、意見書を採択しているところでは。

ところが、意見書を上げていただくのはすごく大切なことですが、やはり実質的に支援をしないと、もう次、指をくわえている間に、あるいは検証をと言っている間にどんどん疲弊し、倒産し休廃業していくことがありますので、ぜひそういった点では、具体的な支援策とお金という点での支援。

そのためには、訪問介護の基本報酬を引き下げるのではなくて、引き上げに転じていただきたいということ、そして介護報酬全体の再改定を早急をお願いしたいということと併せてお願いしたいと思っています。

ぜひ一関市議会でも、地域の実情等を踏まえまして、私どものこの請願、そして意見書の採択に向けて、御議論していただければと思います。

よろしくお願いたします。

委員長：中居参考人。

中居参考人：私、事業の経営する側として、訪問介護の特性に触れておきたいのですが、ほかのサービスに比べて、訪問介護というのは、それぞれ御自宅で過ごされている方の生活に根差した介護を提供するわけです。

ですので、言ってしまうと食事であったり、入浴、それぞれどの時間でも構わないという性質のものではないので、基本的に利用者の時間、生活サイクルに合わせた訪問を行うことが前提となります。

例えば、8時間稼働するとします。

利用者からの要望で入っていただきたい時間帯というのは本当に集約されるのです。

なので、効率よく回るということはなかなか難しいという介護サービスの特性があります。

実は改定を前にうちも訪問介護に関しては、3年前に廃止をしております。

事業のことなのであれですが、その当方で年間1,000万円を超える赤字がその時既に出ておりました。

今は現在別の複合型サービスという形で、訪問介護のサービス提供自体を続けておりますけれども、当時でさえそういう状況だったのが、今回のこの改定で、単位を大きく減らされたことで、経営を預かる側としても、かなり苦しい事業所が多数あるだろうということがすごく想像できる場所です。

そういったサービスの特性に関してちょっと目を向けていただいたうえで、御検討いただきたいと思っています。

少しですが、以上です。

委員長：ありがとうございます。

参考人への質疑に入りますが、質疑、答弁の際は、挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いします。

また、参考人は、委員に対し質疑をすることができませんので、あらかじめ御了承願

います。

これより質疑に入ります。

菅原委員。

菅原委員：今、事業所が閉鎖されたり、また、訪問介護職員の方が離職されたり、訪問介護サービスのリソースが非常に小さくなっているということを今のお話で感じました。

そこで、まだまだ高齢化社会の中で、訪問介護のニーズがどのように満たされているのかまた、そのニーズに関して満たされていないのか、訪問介護のニーズが欲しい方がそのサービスを受けたいといったときに、リソースがないばかりにサービスが受けられない状態になっていると思うのですが、その状況を少し御説明いただきたいのと、そういった場合、介護サービスを受けたい方はどのようにしているのか、お聞きしたいと思います。

委員長：中居参考人。

中居参考人：ただいま御質問、そういった介護ニーズに対してどう満たしているか、訪問介護に関してですけれども、基本的にはケアマネージャーというのはサービスをマネジメントする役割です。

実際近隣のサービス事業所で受けることができないということは、往々にしてあります。

そうなった場合、基本的に利用者の希望が在宅であったとしても、それを叶えられずに、やむなく入所というような選択が往々にしてあるというように思っています。

ただやはり、地域包括ケアの考え方としてやはりそれぞれの高齢者が自分の住み慣れた地域で、環境で生活できるということを守っていく上では、その部分を無視して入所すればいいよというような判断にはなるべきではないと思っています。

ですので、リソースがないということも、現在でも恐らく地方のほうではあるし、私どものある盛岡市界限では比較的事業所はありますけれども、ただケアマネージャーから聞こえてくるのは、これ以上の件数が受けられなくて断られるということ自体は盛岡市内でも増えてきているように感じます。

委員長：菅原委員。

菅原委員：実は、私個人も父も母も訪問介護を受けておりました。

本当にありがたいと思っていました。

実際に在宅で訪問介護を受けていたときはいいのですが、参考人がおっしゃられた在宅訪問介護が受けられないとなると、入所という措置になります。

私自身は母が去年亡くなったのですが、自宅で介護できていたら、もうちょっと長く生きたのではないかと感じていて、この訪問介護のサービスがなくなるということは大変なことだと、個人的に身近に感じていたサービスなので、非常に危機感を持ちました。

やはり、何か緊急に改善措置がなされたらいいと思うので、やはり、この1ページ、

これを見ると何か最低賃金にも満たないというか、今、岩手県でも、1時間 900 円ぐらいですよ。

なのに、ここで見ると単位が 567 単位なので、掛ける 10 だから 5,600 円、それが事業所に行くということですね。

だから、経営をこれで賄いながら、お給料をお支払いするというのでしょうか。

委員長 : 中井参考人。

中居参考人 : 今の話のところの処遇改善につきましては、実際提供したサービス報酬に係数が決められておりまして、それに準じて処遇改善加算というものが算定されましてその分が報酬として入ってくるのですけれども、ただ事業所の利益としてはいけなくて、全て職員の手当に充てなければいけないというようになっています。

ただ、ぴったりということがまず不可能なので、必然的にこれは事業所の持ち出しが発生する仕組みなのです。

かつ、書いてあるとおり金額も、6,000 円程度では全く他事業との差も埋められない状況です。

なかなかこれでも、足りないというのが、現場としては、あと事業所としては、これ自体は事業所の経営に人員確保、維持にはある程度資するものがあると思いますけれども、事業所の経営そのものが、潤っていくというものにはなり得ない仕組みとなっています。

委員長 : 菅原委員。

菅原委員 : そうすると、これは介護職員の報酬に充てられる単位だと。

そうすると、基本的なところが分かっていなくて質疑しているのかもしれませんが、事業所自体は、どのような形で成り立っているのでしょうか。

報酬として、国から多分従事している職員の人数であるとか、規模であるとか、そういったことで国から、何かきていると思うのですが、事業所の経営と基本報酬の改定の請願ですが、訪問介護の基本報酬に関しては理解できているかと思っているのですが、事業所が成り立っていない仕組みというのは、大体どの辺にあるのでしょうか。

委員長 : 中居参考人。

中居参考人 : 率直に回答いたしますと、基本報酬自体が実際の事業コスト、人員も含めてですけれども、見合っていない現状があるというのが正直なところです。

2000 年の介護保険開始後から、基本的に報酬ベースが上がったタイミングもあるのですけれども、基本的には下がる傾向でずっときています。

その中でも介護保険料自体はずっと上がり続けているのですけれども、そういった構造の中で、ここ 5 年でいうと、消費者物価指数の資料が、1 ページ目にちょっと取っていますけれども、過去 5 年にさかのぼってみても、2020 年をベースに 2021 年はちよっ

と下がっているのですが、2022年からも高止まりしている。

ただし報酬は、こっちにある、1ページの上のほうにあります、処遇改善を除いたプラス分が0.6%しか上がっていないと。

こちら辺が全くもって釣り合っていないというところがあります。

繰り返しになりますが、私どもが思っているのは、やはり加算云々で手当とするというよりは、基本的な報酬自体を底上げしていただかないと事業そのものは安定化していないだろうと日頃から感じております。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：大変御苦労さまでございます。

今日御説明いただいた資料5ページの8番に訪問介護事業所、緊急アンケート結果というところがございますが、この332施設とありますけれども、これはいつ時点、先ほど御説明いただいた時は343施設だったり、いつの時点なのかお聞きしたいと思います。

委員長：高橋参考人。

高橋参考人：これは昨年の5月に取ったものですが、数字の違いは、FAX番号を書いていない事業所があったりしましたので、そういったところを除いたりした結果が332です。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：回答数が70施設とございまして、回答率でいくと21.1%、ちょっとアンケートとしては非常に低い数字ではないかと思うのですが、この回答率に対してどのような見解をお持ちなのかお聞きしたいと思います。

委員長：高橋参考人。

高橋参考人：アンケート等の回収率の考え方ですけれども、一般的には20%から30%ぐらいが、平均的な回収率と言われております。

30%以上が理想的な回収率とも言われております。

このアンケートの性格上、私どもが緊急に取ったので、十分に皆さんから答えやすいようなアンケートであったかどうかという検証は必要かと考えております。

ただ岩手県議会に請願を出す関係で、実態がどうなのかということを経営的にこちらでも知っておいたほうが良いなということで、取り組んだアンケートですので、もっと時間をかけて、そしてファクスではなくて、例えば、返信用の封筒も一緒に入れて送れば、もしかしたらもう少し上がったかもしれません。

ただ、事業所によっては、非常に少ない人数でやっているところもあります。

事務職がいなくて皆さんヘルパーたちだけで、いろいろなものに答えるというのも大変だろうなど。

手間もかかるし、時間もかかるし、そういったことでは必要最小限のことを聞こうと  
いうことで、ファクスで送ってファクスで返してもらうという方式を取りました。  
ですので、そのような数字になっています。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：一関市に35事業所がありますといったときに、先ほどのアンケートの回収率が21.1%、  
ちなみに一関市内35施設のうち、何施設から回答があったのか教えていただきたいと思  
います。

委員長：高橋参考人。

高橋参考人：そこは分かりません。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：アンケートとは別にこの35施設、ここでいくと収支差率というのはどうなっているか  
教えていただきたいと思います。

委員長：高橋参考人。

高橋参考人：それも残念ながら私どもでは分かりません。

収支差率は、厚生労働省で調査をしているものですので、私たちがその収支差率がど  
れぐらいあったのかということまでは、もしかしたら詳しく調べれば、各自、都道府  
県の各事業所のそういった収支差率を見られるものがあるのかもしれませんが、  
そこまでは詳しく、一関市がどうであったかということまでは私どもも把握はしてい  
ないです。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：それでは請願の中のところに、段落大きい段落3つ目のところ、2024年の介護事業者  
全体の倒産や休廃業、それから解散、過去最多の784社に達しましたと。

これ全国だと思うのですが、一関市内の倒産、休廃業、解散というのはどのぐ  
らいあったのかお分かりになれば、教えていただきたいと思います。

委員長：高橋参考人。

高橋参考人：岩手県内しか分からないのですが、毎月、岩手県のホームページに介護指定  
事業所数というのが載ります。

月1回、2月1日現在とか、3月1日現在とか、それに事業所数三百幾つ載りまして、

そこで増減が分かるようになっていまして、その事業所数が書いてある一番下に、何々市の何という事業所が休止になったとか、廃止になったとか、そういうように毎月載っていますので、そこを見て増減がどうなっているかということが、私たちが見る範囲では、そこで分かると思っています。

あと岩手県に、問い合わせれば、多分そのいつといつを比較すればどれぐらい一関市では減りましたということは分かると思います。

ちなみに、一関市の最近3月1日現在で、その一覧に載っていましたが、一関市で廃止になったのが1か所、ただし、同じ名称のところですが、新規で開設したというところが1か所で、プラスマイナスゼロということになっています。

3月1日現在、一関市で廃止した事業所は1か所、新規開設が1か所なので、全体の数の35ということは変わらない。

委員長：那須委員。

那須委員：私から、紹介議員からのお話があつて市内の状況について聞いたかったのですが、この最後の8ページの資料で大体分かってきました。

ましてや旧市町村の数も含めて了解しているところです。

私も先ほど菅原行奈委員の質疑の中で、事業所の前提の経営についてお話がありましたが、いずれ報酬も含めて、利用者の負担というものをプラスして、全体の事業所の経営という格好になっているのか。

いわゆる利用者の負担というのはどういふようになっているのかのが、まず1回目。

お聞きしたいと思います。

委員長：中居参考人。

中居参考人：提供したサービスごとにそれぞれ単位がございます。

それに掛ける10が総額となります。

あとは、もちろんその利用者はその方の収入とか、今後、資産も加わってくるかもしれませんが、1割から3割のそれぞれ負担がございますので。

委員長：那須委員。

那須委員：そうした中でいわゆる事業所の経営ということの中で、赤字なので倒産とかというのも全国的にはあるという状況の中で、例えばそういった中で例えば利用者の負担を上げるといふ判断も事業所の経営からすると一つあるのか、考えているのか。

その辺の状況を教えていただきたいと思います。

委員長：中井参考人。

中居参考人：おっしゃるとおり実際報酬単価が上がると、利用者の負担に直接つながるといふ構

造になっております。

ただそこで懸念されるのがケアマネージャーからも口々に聞かれるのですけれども、そうすることで最終的に利用者の利用縮小、利用控えにつながるというようなケースも聞きます。

やはり、利用者、それぞれの経済状況がありますので、単純に単価だけが上がって利用者の負担が増えるということもまたちょっと一方で頭の痛い問題でございます。

委員長：那須委員。

那須委員：そうした中でやはり利用者の状況もあるでしょうし、訪問介護が受けられなくなるという状況の中で、先ほど菅原委員からお話あった訪問介護ができなくなったということであれば、施設入所しなくてはいけないという状況がありますよね。

そういったことも含めて、今回の全国的な状況の中でもよろしいですが、利用者の利用者の声というのですか。

訪問介護ができなくなったといえればよくないわけです。

そう言った中の利用者からやはり訪問介護が必要だという具体的な話とか、そういったものの聞き取り、利用者の声というのを、事業所ではどういうように把握して、聞いているかどうかも含めて、把握の状況も含めて、お話いただきたいと思います。

委員長：高橋参考人。

高橋参考人：利用者の声を聞いたものとして、何かこうまとまったようなものがあるかどうかというのは、ちょっと私もいろいろなものを調べたりしていますけれども、そういった声を集めたものというのはきっとあることはあると思うのですが、今この場でそういう声をまとめたものがありますということは残念ながら言えないです。

ただ、先ほど中居からもありましたけれども、今現実に行っているヘルパーたちが、利用者の声を一番よく聞いていると思います。

そして、聞いていることを、ヘルパー同士あるいはケアマネージャーと一緒に、こういうことがあった、困ったことがあったという形で、今みんなの懸念となって、これを何とかしていかなければいけないというようになってきているとは思いますが。

なので、ちょっとそういうものをまとめてこういうものがありますということは申し訳ないのですが言えないのです。

委員長：那須委員。

那須委員：そういう状態だということは分かりました。

これも今、何回かあった話ですけれども、処遇改善加算で、国のほうは補えるだろうという話も、請願書の中にあるわけですが、処遇改善加算というのは、これは事業所単位で、改善策をしてこれぐらいというような部分は事業所単位で判断できるものなのか。

委員長 : 中居参考人。

中居参考人：処遇改善加算というのも、実は取得できるパターンに4つほど現在ありまして、それに応じて算定される単位が、差があります。

またそれを算定する条件も、実は事業所ごとというよりは4つある中にそれぞれ定められておりまして、一番高い算定が得られるものは、その分、当然ハードルが高い。

一番低いのも低いのですけれども、ただ今回、処遇改善加算の算定率、算定のその掛け数の高さで補えるというような話もあるのです。

実際のところ、それはあくまで、以前までの処遇改善加算1、特定処遇改善加算、ベースアップ、それを全部、最上位を取れていたところが、新しい加算の最上位を取れた場合であっての論理であって、条件的には実際そのとおりにはない状況があります。

実際のところは4割程度かなというようには言われているのですけれども、実質的にはそれで補えてない事業所が大半だと思われまます。

委員長 : 那須委員。

那須委員：最後に、具体的な数字的を確認したいのですが、前段1ページのところに、いわゆる全産業平均よりも、月額で6万9,000円、低い状況にあると資料で分かったのですが、具体的に、それでは、介護報酬の改正、いわゆるその何%、具体的に上げればというそういった試算も、検討されているのか。

逆にこれぐらい下がって大変だからというようなことよりも、介護保険現場では、基本報酬、介護報酬、これぐらい欲しいのだという、そういったのも意見書の中にもあるのか、今回の請願書にはないのですけれども、その辺のところでの算定は数字的に押さえているのかお聞きしたいと思います。

委員長 : 中居参考人。

中居参考人：具体的にこれぐらいという数字自体がまとまってあるわけではないです。

事業所の状況もそれぞれ違いますし、先ほど基本報酬をまず上げるべきだというお話をさせていただきましたが、加算で手当てするということは、加算というのは全ての事業所が必ずしも算定できるものではないのです。

その算定の上位、下位の加算によってまた変わってきますし、それであるとちょっと手当てできる範囲がやはり限られてしまう部分がある。

まず一つは今回大幅に下がった単位を最低限まず戻すべきだとは思いますが、まずできることだったら事業所、事業経営側からすると、プラスアルファというようにしかちょっとこの場でお答えできません。

委員長 : 千葉大作委員。

千葉（大）委員：私はもともと、自民党支持者でありまして、その介護の報酬に関しても、非常に政府の対応を評価しておったのですけれども。

昨日、岩手日報の論説を見ました。

そしたら、ここにも、高橋参考人からお話がありましたけれども、岩手日報の論説でも出ていますと、そういう話でありました。

それで、私は、今回の引下げによって、非常に七百八十幾らの事業所が閉鎖したり、何かしているというデータも、この前の3月に紹介議員からの趣旨説明の中でも教えてもらいました。

それで、私自身も、今、この委員会の中で一番年を取っている人間なのです。

将来は、お世話になる一人ではないかと思っているのですけれども、そうした中で、国への意見要望など、38施設より回答というところの③番、ヘルパーがどのような仕事をしているのかもっと現場を見てほしい、在宅でのおむつ交換、排泄介護、介助入浴と施設とは違い、ヘルパー1人での対応です。

国の方々、おむつ交換してみようだいという表現があります。

私も、若いときに、私の祖父の介護を高校のときから、やってきております。

隠居家に私のじいちゃん、ばあちゃんと私が住んでいて、排泄、しょんべんが出たとか、そういう尿瓶の取りかえとか、何かをした経過がある。

そして時間が経過して、私の母親、父親の介護の状況もしてきた人間です。

それはやってみないことには分からないのです。

ですから、国では言葉を選んだ中で、立派な言い回しで、デスクワークの文章を並べてこういうようになっていっているのだけれども、これはやったことがない人しか分からないのです介護というのは。

だから私は、自民党の支持者ではあるのだけれども、今回の請願に対しては賛成をします。

こういった、今、置かれている、そういう方々の状況を介護ヘルパーの人たちが、実態をよく捕らまえているわけです。

こういう状況を何とかしなければならぬという、これは切実な思いで載せていると私は理解をするものです。

今日は、高橋参考人と中居参考人が来ていただいて、せっかくの時間、話をさせていただきました。

ここの、今日いただいた資料を見ることによって、私も改めて、国の対応についても少し血の通った対応をしなければならないのではないかと考えております。

今日は本当に御苦労さんでございました。

私の意見に対して、何か、あるとすれば、まずお話をいただきたい。

委員長の判断ですけれども、求めません。

委員長：ただいま所感を求められたところでありまして、参考人のほうからありますか。

高橋参考人。

高橋参考人：思想信条の違いはいろいろあるかとは思いますが、やはり介護をよくした

いという思いは共有させていただいたと思って何か涙が出そうになりました。

なので、ぜひともそのお言葉に私たちが答えるようにもっと頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：ちょっといい話の後に、請願の審査に戻らせていただきます。

今日本当は御苦労さまでございます。

遠いところありがとうございます。

ちょっと重複するのですがけれども、私から2つほどお聞きします。

緊急アンケートの結果は分かりました。

県会議員の一般質問の関係のことも分かりましたが、これ5月でいわゆる県議会に合わせで行ったと聞いたのですけれども、せっかくいい請願なので、これ3月に一関市議会のほうに提出しているのですよね。

市議会のほうには、紹介議員からは今年の3月、緊急アンケートは昨年5月に行われているのです。

大事なアンケートなので、緊急ということも分かるのですが、これが各自治体で取り組まれていると思うのですけれども、この間に例えば、半年ぐらいあるのです。

この間でさらなるアンケートを取りながら、この請願を取り組んでいくというそうした姿勢はなかったのかをお伺いいたします。

委員長：高橋参考人。

高橋参考人：ありがとうございます。

アンケートを取ったのは先ほども言いましたように、岩手県議会に請願を出すために取りましたということです。

本来なら、このアンケートを取ったので、各自治体にも請願を同時に進めるような形になればよかったですのですが、これはこちらの体制上の問題ですけれども、なかなかそこまで私たちぱっぱと動ける余力がないものですから、昨年はマイナンバーカードのことで、各自治体への請願を行うのが精一杯で、この介護のことはようやく、今度の議会に請願を他の自治体にも上げたというのが状況です。

なので、御指摘のようにもっと積極的にやればよかったのですが、そういうような状況となりました。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：マイナンバーのほうはこの請願の方々なのですか。

マイナンバーのお話をしましたけれども、マイナンバーは、今来られている方々が取り組まれているのですか、そこを聞きます。

委員長：高橋参考人。

高橋参考人：健康保険証廃止の問題、岩手社会福祉協議会でも取り組みました。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：なんかへんちくりんだと思うのですけれども、この請願に集中しているのなら、中身のことは分かりますけれども、やっている方々は、何か違うような気がします。

いわゆる、この介護も集中でやるのなら、それは国の流れ、動きもあるのですけれども、継続したアンケートの取組はできる。

緊急アンケートやって、例えばこれを2か月、3か月延ばして、多分一関市にも出すとか、市に出すという段取りが普通になりますよね。

取り組めそうなのですけれども、そういうのがないから、先ほど岩淵委員が言われたとおり一関市の実態がない。

そうすると、一関市議会の中の審議になってくると実態がないものを国の実態は分かるのです。

請願に対して異論を申し上げるわけではないのですけれども、その辺のデリケートさというのかが、少し欠如されているのではないかと、ちょっと言い過ぎだと思うのですけれども、やはりやるためには、その辺をもう少し丁寧にやってあげたほうがいいのかと思うのですがどうでしょう。

委員長：高橋参考人。

高橋参考人：御意見として、これからの取組には、参考にしてやっていきたいと思います。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：もう1つですけれども、最低賃金の関係で特定最低賃金の関係で介護職が何て言うか、大臣からの導入検討というのが今話されておりますよね。

やはり特定最低賃金に対応していくのだろうと思います。

底上げも、この請願の中で含まれているのか、含まれていないのか。

その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長：高橋参考人。

高橋参考人：私自身が、この特定最低賃金というものの性格とか内容が、今の段階で詳しく分からないので、請願にこれが含まれているかどうかという点では、出した段階ではあくまでも介護報酬の引上げというところを出しましたので、今後これが具体的に何か示されるようであれば、それに対しても必要であれば、意見とか上げていきたいと思っています。

す。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：一関市の実態が分からないっていうのは実態がつかみきれていないと思うのですけれども、岩手県の実態をつかみきれている。

あとは岩手県のホームページを見てくださいという話もそれもいいのだと思うのです。

やっぱり肌感覚でいくと、こういう中身なのでこうだというのがあると、すごくいいのだと思うのです。

私を感じたところで、いわゆるこの請願は、要は地方議会から上げてそして国を包囲していくというそういった取り組みだと思うのです。

理解していますけれども、やはりそれにおいては、地場の部分、基本自治体の実態の中での積み重ねだと思うのです。

介護の関係は分かるのです。

一関市議会としても介護の関係は広域行政組合の範疇なので、なかなか、教育民生常任委員会の中でも難しい部分もあるのですけれども、その中で今日来ていただいておりますけれども、そういうように、国県の関わりの中だから、その基本となるこの市がやるのですけれども、厳しい財政の中でもやっていないわけではないので、そこは御理解をいただいて、やっているという前提で、さらに強化してくださいというのも含まれておりますけれども、その辺のことも踏まえていただければいいのかと、誤解なさらず、一関市の実態のことを聞きますけれども、そういうこともあるので、これからは、いずれ請願の審査の中では、そういうことが問われるということを念頭に置いてお願いしたいと思うのですがどうでしょうか。

委員長：高橋参考人。

高橋参考人：ありがとうございます。

そういった御指摘を踏まえて、私どももこれからやっていきたいと思っておりますし、ぜひ、私たちが分からない、いろいろやっても分からないことがあったら逆にお願いをすることもあろうかと思っておりますので、そのときはぜひお力をお借りできればと思っております。どうもありがとうございます。

委員長：ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、参考人に対する質疑を終わります。

高橋貴志子さん、中居武史さん、お忙しいところ、御出席いただきまして、ありがとうございました。

休憩します。

(休憩 15:13～15:29)

委員長 :再開します。

請願第1号の審査の進め方について協議いたします。

御意見のある方は発言願います。

千葉信吉委員。

千葉(信)委員:今日は参考人からいろいろな意見、実態等を聞きまして、岩手県全体、あるいは国全体の介護報酬、あるいは介護の実態はつかめているのですが、なかなかこの地場の状況が把握しきれてないと。

それで、当局の意見を聞こうかという話ですけれども、なかなかそういう状況にはなっていない。

いわゆる岩手県の取扱いなので市としてなかなか難しいということもあるので、一関市社会福祉協議会の方をお呼びして、意見を聞くと。

一関市社会福祉協議会から意見を聞く中で、今の一関市の実情を皆さんで共有してはどうかと思うのです。

参考人ではなくて、懇談の場をつくっていくという運びをしていただければいいと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長 :ほかに御意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 :ほかに意見がありませんので、お諮りします。

ただいま、千葉信吉委員から、一関市社会福祉協議会との懇談会を開催をして、意見を聞いて、さらに深めていくという御意見をいただきました。

さよう進めてよろしいでしょうか。

那須委員。

那須委員:懇談会ということですが、先ほど菅原行奈委員からもありましたが、やはり絞って、訪問介護事業ということでの意見交換ということで、いわゆる介護全体ですととんでもないので、訪問介護事業という中身に絞った意見交換会というようにしたほうがいいと思います。

委員長 :請願書を御覧いただくと、お分かりになるかと思いますが、訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願ということでございますので、これに沿って懇談会を開催することにしたいと思います。

さよう進めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決定いたしました。  
では、日程等につきましては、正副委員長で調整し、追って連絡をしたいと思います。  
そのほか、審査の進め方について御意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で審査の進め方についての協議を終わります。  
お諮りいたします。  
本日の請願第1号の審査はこの程度といたします。  
さよう決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。  
以上で、教育民生常任委員会を終了いたします。  
ありがとうございました。

( 午後 3 時 32 分 終了 )